

(第37条関係)

鳥取県有機農産物等認証業務の不適合業務の是正及び予防に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県有機農産物等認証業務規程第37条の規定に基づき、内部・外部からの苦情、異議申し立て、その他の指摘等により不適合業務が検出された場合の取扱いに関する事項について規定する。

(是正措置及び予防措置の手順)

第2条 県は、内部監査、外部監査及び内部、外部からの苦情、異議申し立て、その他の指摘等により、不適合業務が検出された場合は、以下の手順により是正措置を行う。

- (1) 当該不適合の内容の確認
  - (2) 確認された当該瑕疵の程度の確認（瑕疵による影響の恐れがあると判断した場合は、県関係部署に必要な連絡を行う）
  - (3) 確認された当該瑕疵の是正
  - (4) 不適合の発生原因の究明
  - (5) 同様不適合が見込まれる他の認証事項の見直し及び是正
  - (6) 不適合発生原因の除去と認証に係る組織体制、検査、判定の手順及び本認証業務規程等の必要な改善
  - (7) 是正措置の有効性の評価
- 2 前項は是正措置の結果、内部監査及び業務の見直し等により不適合の発生する恐れのあるシステムの欠陥が認められた場合には、県は以下の手順により予防措置を行う。
- (1) 予想される不適合の程度とその原因の究明
  - (2) 不適合の予防のために必要な処置の評価（必要と判断した場合は、県関係機関に連絡を行う）
  - (3) 予防措置の決定と実施（認証に係る組織体制、検査、判定の手順及び本認証業務規程等の必要な改善）
  - (4) 予防措置の有効性の評価

(是正内容の報告)

第3条 県は、指摘事項に対し是正した内容を、意見者に文書で回答するものとする。

(記録の保持)

第4条 県は、不適合業務の是正措置の経緯及び対処の結果を記録し、それを保管するものとする。

附 則

この規程は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月19日から施行する。